

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によって、次の肥料の登録は失効した。

平成二十八年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第一〇三〇号	肥料の種類	副産苦土肥料	肥料の名称	一四・〇副産塩基性苦土肥料	保証成分量(%)	可溶性苦土 四〇・〇 く溶性苦土 一四・〇	その他規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	生産業者の氏名又は住所	品川窯材株式会社 広島県福山市千田町大字千田一三八五番地	失効年月日	平成二八年六月四日
登録番号	広島県第一一九二号	肥料の種類	混合堆肥複合肥料	肥料の名称	ガーデンペレット「ガーデニングの匠」	保証成分量(%)	窒素全量 三・〇 りん酸全量 五・〇 く溶性りん酸 三・〇 加里全量 三・〇 く溶性加里 三・〇 水溶性加里 二・五 く溶性苦土 一・〇	その他規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	生産業者の氏名又は住所	株式会社 エヌエフ 広島県三原市久井町坂井原二三五番地	失効年月日	平成二八年九月一日